

第6章 生活保護

第6章 生活保護

第1節 生活保護の動向

生活保護制度は、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和25年に実施に移されました。生活保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活ができない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給され、社会保障の最後のセーフティネットとされています。

全国の生活保護受給者数は、平成7年を底に増加に転じ、平成23年7月に過去最高を更新しましたが、近年は、ほぼ横ばいで推移しており、平成31年3月時点の生活保護受給者数は、約209万人、保護率16.6%（人口に対する生活保護受給者数の割合 パーミル：千分率）となっています。世帯類型別の生活保護世帯数では、高齢化により高齢者世帯は一貫して増加傾向にありますが、高齢者世帯を除く世帯の数は、最近では減少傾向にあります。

世界金融危機以降の生活保護受給者の増加等を背景に、生活保護制度の見直しと、生活保護に至る前の自立支援策の強化が課題となり、平成25年12月に生活保護法の一部が改正されるとともに、生活困窮者自立支援法が制定されました。生活困窮者自立支援法は、平成27年4月に施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うこととしています。

平成30年6月には、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずるよう生活保護制度が見直されました。

経済・雇用情勢は、緩やかな回復・改善傾向にありますが、高齢化の進展もあり、小平市における生活保護世帯数は今後も増加が予測される中、引き続き、就労支援、不正受給の防止、医療扶助の適正化、生活習慣病の重症化予防、自立支援プログラムの活用等、生活保護受給者の自立に向けた各種支援に取り組んでいきます。

第2節 生活相談の現況

1 生活相談

最近5年間の生活相談の処理状況は表1のとおりです。

表1 生活相談の状況

(単位:件・%)

年度	相談件数 (A)	申請件数 (B)	申請率 (B/A)	開始件数 (C)	開始率 (C/B)	却下 件数	取下げ 件数
平成 26	536	315	59%	313	99%	3	4
27	522	321	62%	309	96%	7	5
28	516	295	57%	283	96%	7	5
29	473	266	56%	257	97%	4	5
30	512	269	52%	261	97%	5	4

(注) 相談件数は実件数で計上。

2 相談内容

平成30年度における相談内容とその処理状況をみたのが表2です。

相談内容は、傷病・障害による生活困窮の相談が163件であり、交通費等の困窮者を除く全体比で33%と高い割合を占めています。また、高齢者世帯は161件(32%)となりこれに次ぐ割合となっています。

また、交通費等の困窮者を除く住所不定者からの相談は30件となっています。

一方、相談処理のうち、他法他施策の活用と何らかの助言対応ができた結果、当面の問題が解決したケースは243件となっております。

表2 相談内容と処理状況

(平成30年度)

処理 相談内容	① 申請受理件数	② 相談助言件数	他法・他施策等の活用助言（重複あり）											① +	②	
			生活 困窮者 自立支援法	児 童 福 祉 法	女 性 ・ 母 子 福 祉	各 種 保 険 ・ 年 金	福 祉 資 金 貸 付	法 外 援 護 支 給	ハ ロ ー ワ ー ク 等	シ ル バ ー 人 材	医 療 ・ 保 健 機 関	親 族 へ の 相 談	資 力 活 用 他			小 計
傷病・障害	88	75	2		1	3	1			1		6	36	45	95	163
高齢者世帯	88	73						1				6	26	58	91	161
母子世帯	15	8		1	1					1			4	4	11	23
失業・低収	44	34	4							11		2	16	16	49	78
医療費	0	10								1		3	4	4	12	10
住宅問題	0	9											4	7	11	9
住所不定	30	3			1									2	3	33
生活不安	0	10	1										4	6	11	10
夫等の暴力	2	3			3								2	1	6	5
その他	2	18							10		1		5	6	22	20
合 計	269	<233> 243	7	1	6	3	2	10	14	1	17	101	149	311	<502> 512	

※①、②の欄 相談内容に複数の問題が内在している場合は主訴で分類

※住所不定欄 宿泊所入所者、行路病人等を計上

※生活不安欄 家庭不和、別居、家出及び先々の生活費困窮等を計上

※その他欄 交通費等の困窮者を計上

※合計欄 < >内の数値は法外援護（交通費等の困窮者）を除いた内数

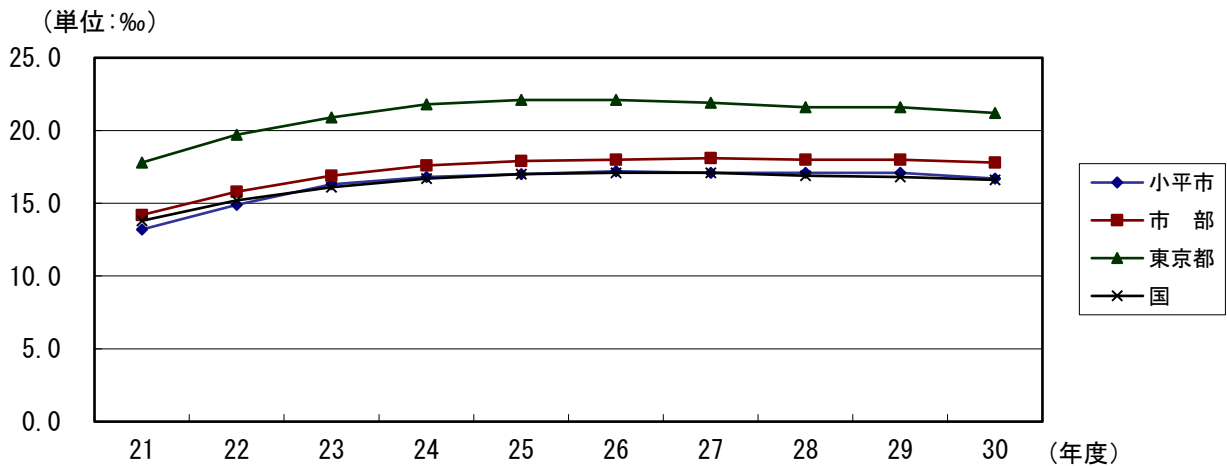
第3節 生活保護の現況

1 保護率

保護の動向は、景気の動向等複雑な要因で推移するといわれています。保護率の推移は図1、被保護世帯・人員の推移は図2のとおりです。

小平市の平成30年度における被保護世帯数は2,468世帯、人員は3,245人、保護率は16.7%で前年度と比較して世帯で5世帯の増、人員で45人の減となっています。月別推移で被保護世帯・人員数をみると増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

図1 保護率の推移（各年度平均）



(単位:%)

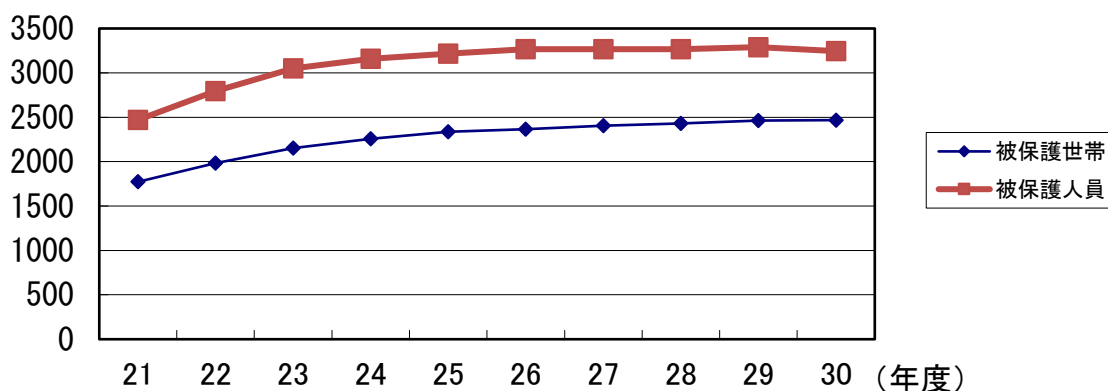
年度区分	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
小平市	13.2	14.9	16.3	16.8	17.0	17.2	17.1	17.1	17.1	16.7
市部	14.2	15.8	16.9	17.6	17.9	18.0	18.1	18.0	18.0	17.8
東京都	17.8	19.7	20.9	21.8	22.1	22.1	21.9	21.6	21.6	21.2
国	13.8	15.2	16.1	16.7	17.0	17.1	17.1	16.9	16.8	16.6

表3 保護率の月別推移

(平成30年度 単位:%)

月別区分	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年1月	2月	3月	平均
小平市平均	16.9	16.9	16.7	16.6	16.6	16.7	16.7	16.7	16.5	16.6	16.6	16.6	16.7
市部平均	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8
東京都平均	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	21.2	21.2	21.2	21.2	21.2	21.1	21.2	21.2
国平均	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.6	16.5	16.6	16.6

図2 被保護世帯・人員の年度平均推移



年度	平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
被保護世帯	1,773	1,984	2,151	2,256	2,335	2,366	2,404	2,432	2,463	2,468
被保護人員	2,471	2,793	3,049	3,159	3,216	3,267	3,266	3,267	3,290	3,245

(「厚生労働省報告例」の年度平均数値・含停止者)

表4 保護世帯・人員の月別推移

(平成30年度)

月別区分	平成30年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成31年1月	2月	3月	平均
世帯数	2,462	2,472	2,461	2,455	2,457	2,470	2,482	2,481	2,465	2,467	2,472	2,475	2,468
人員	3,263	3,276	3,247	3,234	3,231	3,247	3,256	3,252	3,229	3,237	3,237	3,235	3,245

2 被保護世帯地域分布及び世帯構成人員

表5は、被保護世帯の地域分布をみたものです。ここ数年の傾向として、貸家・貸室等の多い地区と都営住宅の多い地区での保護率が高いようです。

また、市管内の特殊事情を反映して病院、施設入所者は、世帯で13.4%、人員で10.4%の高い割合を占めています。

次に、世帯構成人員別保護世帯の推移をみたのが表6ですが、単身者世帯が全体の79.0%を占めています。

表5 町別被保護世帯数

(平成31年4月1日 保護率:%)

町 丁 名	住 民 基 本 台 帳		生 活 保 護		
	世 帯 数	人 口	被保護世帯	被保護人員	保 護 率
総 計	91,646	193,588	2,125	2,882	14.9
中 島 町	907	1,868	45	64	34.3
上 水 新 町	2,060	4,601	7	11	2.4
た か の 台	1,015	2,003	26	31	15.5
小 川 町	11,653	24,048	256	338	14.1
栄 町	1,489	3,327	29	44	13.2
小 川 西 町	4,095	8,191	198	287	35.0
小 川 東 町	5,422	10,905	183	243	22.3
上 水 本 町	4,762	11,112	54	71	6.4
上 水 南 町	3,783	8,386	32	48	5.7
喜 平 町	3,054	5,751	63	81	14.1
津 田 町	2,393	4,983	89	136	27.3
学 園 西 町	5,682	10,640	121	142	13.3
学 園 東 町	5,108	10,029	148	193	19.2
仲 町	4,424	9,048	117	144	15.9
美 園 町	3,072	5,466	104	164	30.0
回 田 町	2,133	5,285	6	10	1.9
御 幸 町	1,180	2,720	10	15	5.5
鈴 木 町	7,105	16,427	91	112	6.8
天 神 町	2,881	6,591	79	107	16.2
大 沼 町	4,274	9,954	176	296	29.7
花 小 金 井 南 町	5,115	10,568	92	104	9.8
花 小 金 井	10,039	21,685	199	241	11.1
居 宅 計	91,646	193,588	2,125	2,882	14.9
病 院	—	—	80	80	—
施 設	—	—	250	253	—
総 数	91,646	193,588	2,455	3,215	16.6

(注) 世帯数及び人口は、住民基本台帳による数値である。

表6 世帯構成人員別保護世帯の推移

(世帯・%)

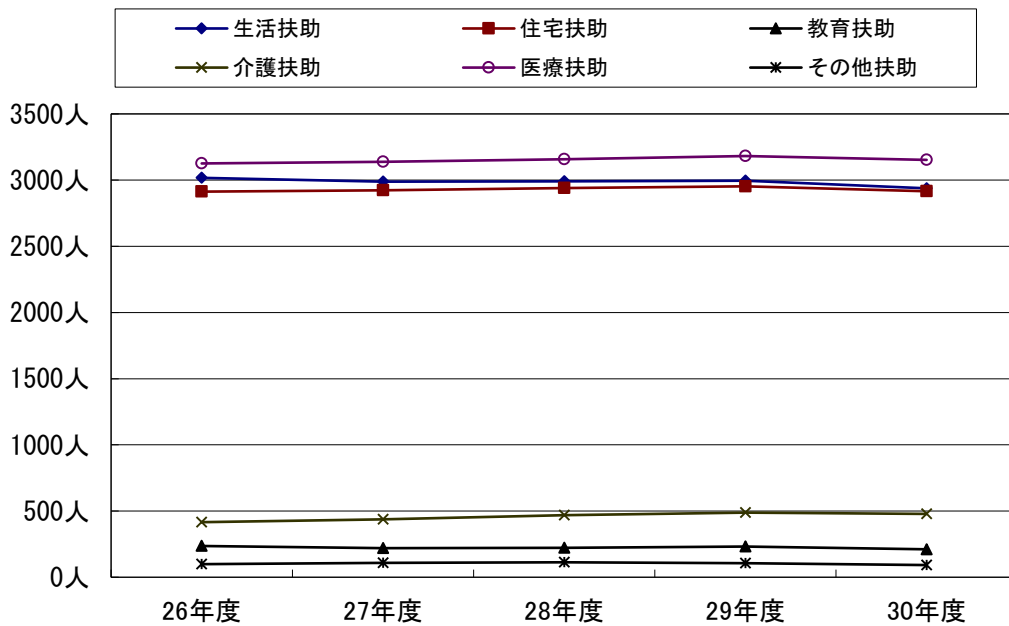
	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	世帯数	比率	人数	比率
1人世帯	1,797	76.0	1,855	77.4	1,887	78.3	1,936	78.4	1,930	79.0
2人世帯	374	15.8	347	14.5	340	14.1	350	14.2	352	14.4
3人世帯	108	4.6	120	5.0	109	4.5	104	4.2	94	3.8
4人世帯	55	2.3	45	1.9	45	1.9	50	2.0	41	1.7
5人世帯以上	31	1.3	31	1.3	29	1.2	30	1.2	27	1.1
計	2,365		2,398		2,410		2,470		2,444	

※人数別の世帯構成は全国一斉調査(各年度7月1日)の数字を使用

3 扶助別人員

扶助別の受給人員の推移をみたのが図3です。各扶助人員は、全般的に微減となりました。総数（平成30年度月平均人員3,245人）のうち生活扶助人員の割合は90.5%、住宅扶助人員は89.8%、教育扶助人員は6.5%、介護扶助人員は14.8%、医療扶助人員は97.1%、その他の扶助人員は2.8%となっています。

図3 扶助別保護人員の推移（月平均）



(単位:人)

年度	平成 26	27	28	29	30
生活扶助	3,017	2,989	2,990	2,995	2,938
住宅扶助	2,913	2,924	2,941	2,953	2,915
教育扶助	236	219	223	232	211
介護扶助	416	438	468	488	479
医療扶助	3,126	3,137	3,158	3,182	3,152
その他扶助 (就労自立給付金含む)	98	109	113	106	92

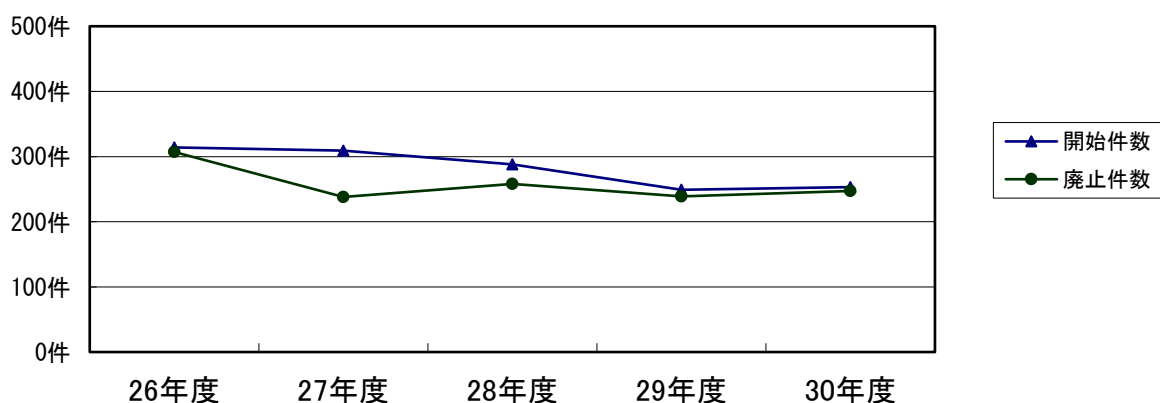
4 開始・廃止

開始と廃止の状況を平成26年度～平成30年度の実績で見ると図4のとおりです。

平成30年度は開始件数が253件、廃止件数247件となりました。

開始・廃止の理由を過去5年間で比較したのが表7・表8です。開始理由では世帯主・世帯員の傷病に起因するものが39.9%を占め、廃止理由では死亡・失踪が44.5%と最も多く、世帯の自立によって廃止となる就労収入の増加によるものは19.4%となりました。

図4 保護の開始・廃止世帯の推移



(単位: 件)

年度区分	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
開始件数	314	309	288	249	253
廃止件数	307	238	258	239	247

表7 開始理由別世帯数構成比

(世帯・%)

構成	平成26		27		28		29		30	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員傷病	106	33.7	112	36.3	106	36.8	78	31.3	101	39.9
就労収入減	90	28.7	82	26.5	69	24.0	44	17.7	61	24.1
預金等減	58	18.5	55	17.8	54	18.8	66	26.5	48	19.0
転入継続	18	5.7	23	7.4	30	10.4	27	10.8	16	6.3
その他	42	13.4	37	12.0	29	10.0	34	13.7	27	10.7

表8 廃止理由別世帯数構成比

(世帯・%)

構成	平成 26		27		28		29		30	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
主・員治癒	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
就労収入増	67	21.8	49	20.6	54	20.9	43	18.0	48	19.4
年金仕送増	21	6.8	7	2.9	11	4.3	19	7.9	9	3.7
死亡・失踪	116	37.8	98	41.2	115	44.6	92	38.5	110	44.5
その他	103	33.6	84	35.3	78	30.2	85	35.6	80	32.4

5 世帯類型

被保護世帯を世帯類型別にみたのが表9です。高齢者世帯が48.3%、傷病・障害者世帯が33.6%と高い割合を示し、この両方で81.9%を占めています。どの類型にも属さないその他の世帯の割合は、減少となりました。

表9 世帯類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障害者世帯		その他の世帯	
	世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成 26	2,362	1,040	44.0	154	6.5	788	33.4	380	16.1
27	2,399	1,099	45.8	150	6.2	810	33.8	340	14.2
28	2,426	1,143	47.1	149	6.1	811	33.5	323	13.3
29	2,460	1,160	47.2	145	5.9	837	34.0	318	12.9
30	2,468	1,193	48.3	136	5.6	830	33.6	309	12.5

(除 停止世帯)

- (1) 高齢者世帯 65歳以上の者のみで構成している世帯又は、これらの者に18歳未満の未婚の者が加わった世帯。
- (2) 母子世帯 現在配偶者がいない18歳から65歳未満の女性と18歳未満の子のみで構成されている世帯。
- (3) 傷病・障害者世帯 世帯主が入院しているか、在宅患者加算又は、障害者加算を受けている世帯、もしくは世帯主が傷病、心身障害等を理由として働けない世帯。
- (4) その他の世帯 以上のいずれにも該当しない世帯。

※2つ以上の類型に該当する場合は、上記の順で上位のものを優先して記入してあります。

6 労働力類型

被保護世帯を労働力類型別にみたのが表10です。この割合をみると、働いている者がいない世帯が全世帯の81.9%を占めています。

次に、労働力類型と世帯類型を組み合わせるのが表11です。

労働力類型を主にみると、世帯主が働いている世帯では、常用勤労者が多く92.1%を占めており、その内、母子世帯が15.6%を占めています。世帯員のみが働いている世帯では傷病・障害者世帯が44.6%を占めており、働いている者のいない世帯では高齢者世帯が54.6%の割合を占めています。

世帯類型からみると、高齢者世帯の92.6%、傷病・障害者世帯の83.1%、その他の世帯の48.5%が働いている者のいない世帯であり、母子世帯の41.2%が常用勤労者となっています。

表10 労働力類型別世帯の推移

(世帯・%)

区分 年度	総数	稼働世帯												非稼働世帯	
		小計		世帯主が働いている世帯								世帯員稼働			
				常用勤労者		日雇労働者		内職者		その他					
世帯数	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
平成26	2,362	429	18.2	323	13.7	8	0.3	13	0.6	12	0.5	73	3.1	1,933	81.8
27	2,399	443	18.5	339	14.1	12	0.5	11	0.5	13	0.6	68	2.8	1,956	81.5
28	2,426	441	18.2	334	13.8	11	0.5	12	0.5	11	0.5	73	2.9	1,985	81.8
29	2,460	435	17.7	341	13.9	9	0.4	10	0.4	10	0.4	65	2.6	2,025	82.3
30	2,468	446	18.1	359	14.6	11	0.5	11	0.5	9	0.4	56	2.3	2,022	81.9

(除 停止世帯)

表 1 1 世帯類型別・労働力類型別にみた被保護世帯

(平成 30 年度 () 単身者再掲)

労働力類型		世帯類型	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者世帯	その他の世帯	総数
世帯主が働いている世帯	常用勤労者	全体	74	56	99	130	359
		単身者再掲	(65)	—	(87)	(96)	(248)
	日雇労働者	全体	1	0	5	5	11
		単身者再掲	(1)	—	(4)	(4)	(9)
	内職者	全体	1	0	8	2	11
		単身者再掲	(1)	—	(8)	(0)	(9)
	その他の就労者	全体	4	0	3	2	9
		単身者再掲	(4)	—	(2)	(1)	(7)
世帯主が働いていないが世帯員が働いている世帯		全体	8	3	25	20	56
働いている者のいない世帯		全体	1,105	77	690	150	2,022
		単身者再掲	(989)	—	(592)	(95)	(1,676)
総数		全体	1,193	136	830	309	2,468
		単身者再掲	(1,060)	—	(693)	(196)	(1,949)
構成比 (%)		全体	48.3	5.6	33.6	12.5	100.0
		単身者再掲	(54.4)	—	(35.5)	(10.1)	(100.0)

7 入院・外来病類別医療扶助人員

医療扶助人員を年度別にみたのが表12です。医療扶助人員は、毎年増加傾向にあります。平成30年度の月別実績は表13のとおりです。

表12 入院・外来病類別医療扶助人員推移

(単位:人)

病類別		年 度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総	数	a (e+m)	37,509	37,641	37,895	38,181	37,823
	精 神	b (f+n)	2,100	2,404	2,559	2,471	2,355
	そ の 他	c (g+o)	35,409	35,237	35,336	35,710	35,468
単給(再掲)	総 数	d (h+p)	1,278	1,208	1,194	1,147	1,141
入 院		e (f+g)	2,948	3,401	3,251	3,798	4,028
	精 神	f	1,538	1,592	1,500	1,412	1,347
	そ の 他	g	1,410	1,809	1,751	2,386	2,681
単給(再掲)	小計	h (i+j+k+l)	855	800	722	625	611
医療扶助のみ	精 神	i	451	426	417	364	334
	その他	j	77	113	112	109	139
その他単給	精 神	k	290	236	166	130	110
	その他	l	37	25	27	22	28
入 院 外		m (n+o)	34,561	34,240	34,644	34,383	33,795
	精 神	n	562	812	1,059	1,059	1,008
	そ の 他	o	33,999	33,428	33,585	33,324	32,787
単給(再掲)	小計	p (q+r+s+t)	423	408	472	522	530
医療扶助のみ	精 神	q	3	4	0	5	15
	その他	r	356	353	409	425	407
その他単給	精 神	s	0	0	0	0	0
	その他	t	64	51	63	92	108

表 1 3 月別医療扶助人員状況

月	入 院								入 院 外								総合計
	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	医療扶助単給					医療扶助併給		合計	
	医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		医療のみ		その他単給		小計	精神	その他		
	精神	その他	精神	その他					精神	その他	精神	その他					
4	27	8	10	1	46	76	208	330	1	32	0	10	43	88	2,703	2,834	3,164
5	26	8	10	1	45	71	172	288	1	44	0	9	54	88	2,740	2,882	3,170
6	27	9	10	1	47	78	201	326	1	38	0	9	48	87	2,694	2,829	3,155
7	28	11	10	1	50	79	203	332	1	36	0	9	46	87	2,684	2,817	3,149
8	30	9	10	2	51	82	202	335	2	32	0	9	43	85	2,686	2,814	3,149
9	29	14	9	3	55	78	219	352	1	31	0	10	42	81	2,684	2,807	3,159
10	31	14	9	3	57	68	210	335	1	37	0	10	48	84	2,695	2,827	3,162
11	29	16	9	2	56	70	217	343	1	35	0	9	45	82	2,690	2,817	3,160
12	26	12	8	3	49	79	218	346	1	34	0	8	43	79	2,668	2,790	3,136
1	27	13	8	3	51	79	210	340	2	29	0	8	39	78	2,679	2,796	3,136
2	27	12	8	4	51	71	218	340	2	25	0	8	35	77	2,688	2,800	3,140
3	27	13	9	4	53	72	236	361	1	34	0	9	44	77	2,661	2,782	3,143
合計	334	139	110	28	611	903	2,514	4,028	15	407	0	108	530	993	32,272	33,795	37,823
平均	28	12	9	2	51	76	210	336	1	34	0	9	44	83	2,690	2,816	3,152

表 1 4 生活保護の動向（総括表）

		平成 26 年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
被 保 護	世帯	2,366	2,404	2,432	2,463	2,468	
	人員	3,267	3,266	3,267	3,290	3,245	
保 護 率 (%)		17.2	17.1	17.1	17.1	16.7	
生 活 扶 助	世帯	2,168	2,188	2,212	2,228	2,214	
	人員	3,017	2,989	2,990	2,995	2,938	
住 宅 扶 助	世帯	2,087	2,130	2,166	2,189	2,195	
	人員	2,913	2,924	2,941	2,953	2,915	
教 育 扶 助	世帯	157	150	151	154	133	
	人員	236	219	223	232	211	
介 護 扶 助	世帯	396	418	449	468	463	
	人員	416	438	468	488	479	
医 療 扶 助	世帯	2,293	2,341	2,373	2,401	2,411	
	人員	3,126	3,137	3,158	3,182	3,152	
出 産 扶 助	世帯	0	0	0	0	0	
	人員	0	0	0	0	0	
生 業 扶 助	世帯	960	1,101	1,043	983	853	
	人員	1,066	1,217	1,233	1,158	978	
葬 祭 扶 助	世帯	91	73	102	79	78	
	人員	91	73	102	79	78	
就 労 自 立 給 付 金	世帯	14	23	12	20	32	
	人員	14	23	12	20	32	
開 始	世帯	314	309	288	249	253	
	人員	468	424	420	346	325	
廃 止	世帯	307	238	258	239	247	
	人員	406	332	329	317	316	
世帯 類型	高 齢 者 世 帯	1,040	1,099	1,143	1,160	1,192	
	母 子 世 帯	154	150	149	145	135	
	傷 病 ・ 障 害 者 世 帯	788	810	811	837	829	
	そ の 他 の 世 帯	380	340	323	318	307	
労働 力 類 型	世帯主が 勤労	常 用 勤 労 者	323	339	334	341	4
		日 雇 労 働 者	8	12	11	9	11
		内 職 者	13	11	12	10	11
		そ の 他 の 就 業 者	12	13	11	10	9
	世帯員が働いている世帯		73	68	73	65	56
	働いている者がいない世帯		1,933	1,956	1,985	2,025	2,022
医 療 扶 助 率 (%)		95.7	96.1	96.7	96.7	97.1	
医療扶助に占める精神の割合 (%)		5.6	6.4	6.8	6.5	6.2	
医 療 扶 助 単 給 率 (%)		3.4	3.2	3.2	3.0	3.0	
入 院 率 (%)		7.9	9.0	8.6	9.9	10.6	
入院に占める精神の割合 (%)		52.2	46.8	46.1	37.2	33.4	
外来に占める精神の割合 (%)		1.6	2.4	3.1	3.1	3.0	

※出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、就労自立給付金は各年度の延べ実数、その他の数値は厚生労働省報例の年度平均数値（世帯類型、労働力類型には停止世帯を含まず）

8 自立支援プログラム

厚生労働省が、平成16年12月にまとめた「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」に基づき、経済的給付を中心とする生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムが導入されています。

(1) 就労支援プログラム

就労支援プログラムとは、18歳から64歳までの稼働年齢層にある被保護者等の内、就労阻害要因がなく、就労意欲があるなどの被保護者について、就労による経済的自立の援助をすることを目的としています。

小平市では、自立支援員がハローワークと連携するなどして就労支援を実施しており、支援の状況は表15のとおりとなっています。

表 15 就労支援プログラムの実施状況

年度	支援開始者数 (A)	就職者数 (B)	就職率 (B/A)	保護者のうち 生活保護廃止 世帯数
平成 26	94	77	82%	11
27	79	73	92%	13
28	99	96	97%	12
29	76	65	86%	9
30	87	77	89%	12

※ 就職者数には前年度開始者を含む

(2) その他のプログラム

就労支援プログラムのほか、「年金調査支援プログラム」、「多重債務整理支援プログラム」、「健康管理支援プログラム」及び「若年者進路支援プログラム」を作成し、実施しています。

表 16 その他のプログラムの実施状況

(平成 30 年度)

プログラム名	実施内容	実施結果
年金調査支援	保護受給者の年金受給資格調査を実施する。	156 件の年金受給資格を調査
多重債務整理支援	多重債務等を抱えた保護受給者について、債務整理の支援をする。	4 件について債務整理を支援
健康管理支援	保健師が、基本健康診査の結果やレセプト等の状況により対象者を把握し、ケースワーカーと連携し、健康相談や指導を行い疾病の予防や傷病への早期対応を支援する。	80 名に対し、健康相談、指導等を実施
若年者進路支援	保護受給世帯の中・高生の進路状況を把握し、進路に沿って学習塾受講費補助等の支援を行う。	38 名を支援

9 生活保護費支給

扶助別支出金額の推移は、表 17 のとおりです。これを構成比で表したものが図 5 です。

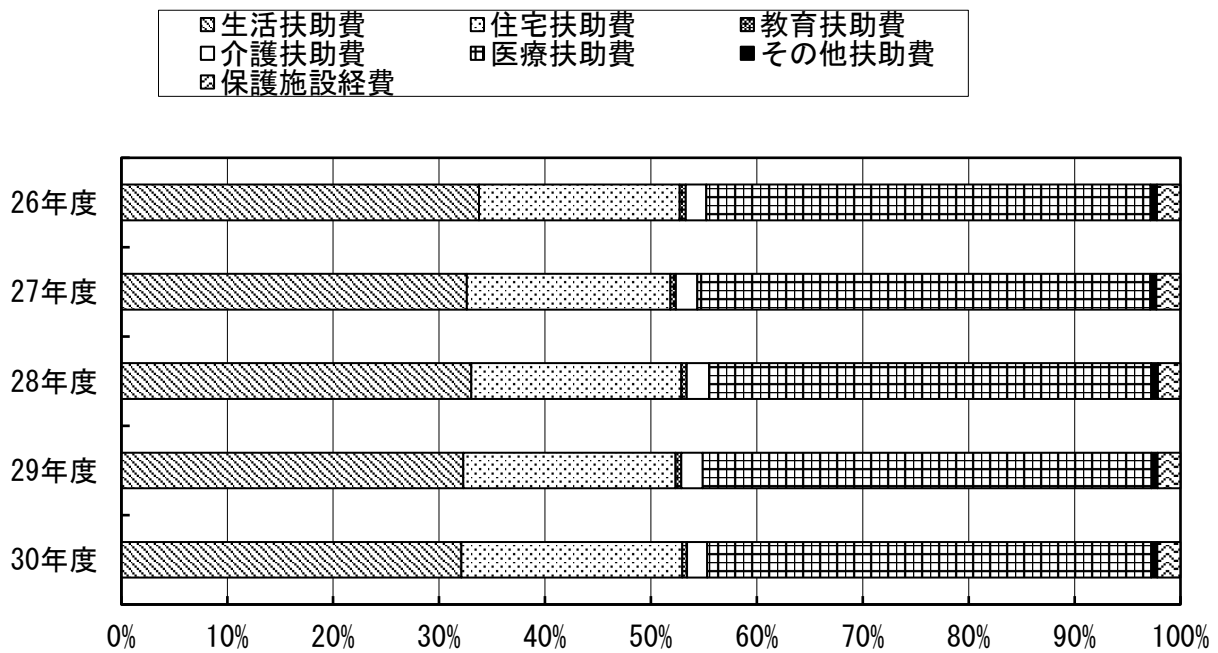
法外援護費は全体の約 0.3% を占めていますが、これは第 4 節に後述する都と市の施策によるものです。

表 17 生活保護費扶助別年度推移

(単位:円)

年度		平成 26	27	28	29	30
扶助						
	生活扶助費	1,963,832,074	1,900,795,495	1,907,303,152	1,870,440,615	1,797,940,052
	住宅扶助費	1,102,225,909	1,121,597,471	1,144,163,689	1,161,505,130	1,167,000,738
	教育扶助費	33,029,717	30,336,552	29,664,470	31,269,481	25,389,341
	介護扶助費	113,086,365	117,455,066	121,748,519	117,416,897	107,743,734
	医療扶助費	2,440,170,213	2,492,396,051	2,409,077,155	2,454,586,066	2,346,285,768
	出産扶助費	0	0	0	0	0
	生業扶助費	16,273,404	19,340,114	17,557,381	16,353,442	12,624,695
	葬祭扶助費	18,115,196	13,447,251	18,114,354	15,177,901	14,399,744
	就労自立給付金	1,033,655	1,888,312	840,060	1,564,111	2,140,996
	進学準備給付金					2,600,000
保護施設	生活扶助費	15,965,728	15,229,688	12,547,592	14,392,082	12,519,731
	施設事務費	112,736,723	117,103,702	110,018,811	111,354,860	110,914,051
法内小計		5,816,468,984	5,829,589,702	5,771,035,183	5,794,060,585	5,599,558,850
法外援護		16,305,412	12,966,188	15,699,257	16,976,437	15,502,317
総計		5,832,774,396	5,842,555,890	5,786,734,440	5,811,037,022	5,615,061,167

図5 生活保護費の支給の推移（法内扶助費比率%）



（注：その他扶助費は出産・生業・葬祭扶助費、就労自立・進学準備給付金を合わせたもの）

平成30年度の生活保護費財源内訳は、表18のとおりです。

生活保護費（法内扶助費）の4分の3を、国庫負担金として国から交付を受け、その他、居住地のない単身者（都費ケース）の入院・入所費用の4分の1を都負担金として都から交付を受けています。このほか国からは、生活保護事務を安定的かつ適正に運営するための措置として国庫補助金が交付されています。

雑入は保護費の過払い等により返還を受けた金額です。

表18 生活保護費財源内訳（平成30年度）

（単位：円・%）

財源種別	決算額（円）	負担割合
国庫負担金	4,276,706,075	76.16%
国庫補助金	10,862,000	0.19%
都負担金	151,695,267	2.70%
都補助金	13,434,000	0.24%
雑入	75,928,771	1.35%
一般財源	1,086,435,054	19.35%
総額	5,615,061,167	100.00%

第4節 法外援護の現況

最低生活の保障は、国の責任において実施されていますが、一般世帯との格差を少しでも緩和するために自治体、社会福祉協議会が中心となって、生活保護法に基づかない援護を実施しています。これを法外援護と総称していますが、小平市、小平市社会福祉協議会、東京都で実施しているものとして次のようなものがあります。

1 小平市の法外援護

(1) 入浴料助成（生活支援課）

入浴設備がない居宅等の被保護世帯に無料入浴券を支給しています。

大人券 336 枚

(2) 固定資産税等減免（税務課等）

固定資産税を課税されている被保護世帯に対して市条例で減免規定をもうけていますが、この他にも各種の使用料、手数料の減免措置があります。

(3) 市営プール無料利用券交付（生活支援課）

市営プールの開設期間中、被保護世帯の中学生以下の児童に対して無料利用券を交付しています。

(4) 家財等の処分（生活支援課）

単身の被保護者が死亡し、その人の家財等を引き取り又は処分する人がいない場合に、市が代わって処分することがあります。

2 小平市社会福祉協議会の法外援護

(1) 住所不定者等法外援護

住所不定者等に対する応急援護として金銭支給を行っています。

平成30年度は105件748,500円を支給しました。

3 東京都の法外援護

(1) 夏季健全育成費支給（生活支援課）

被保護世帯の小・中学生に対し、夏季休業中に各種の野外活動等に参加することにより、心身の健全な育成を図ることを目的に、1人当たり3,300円を支給しました。

表 19

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小 学 生	3,300	131	432,300
中 学 生	3,300	71	234,300
総 計		202	666,600

(2) 学童服・運動衣購入費支給 (生活支援課)

被保護世帯の小・中学生に対し、その就学を奨励し、あわせて被保護世帯の自立更生を援助するため「子どもの日」の行事の一環として、1人当たり学童服購入費 11,400 円、運動衣購入費 4,100 円を支給しました。

表 20

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学生 (学童服)	11,400	115	1,311,000
中学生 (学童服)	11,400	51	581,400
小学生 (運動衣)	4,100	135	553,500
中学生 (運動衣)	4,100	75	307,500
総 計		376	2,753,400

(3) 自立援助金支給 (生活支援課)

中学校を卒業し就職する被保護世帯の生徒に対し、本人及び世帯の自立助長を図るため一人当たり 51,500 円を支給するものですが平成 30 年度は支給実績がありませんでした。

(4) 修学旅行支度金支給 (生活支援課)

被保護世帯の小学校 6 年生又は、中学校 3 年生が修学旅行に参加する際に、必要とする参加支度金を支給し、学童・生徒の修学を助け、もって本人及び世帯の自立助長を図るため、小学校 6 年生に 1 人当たり 4,300 円、中学校 3 年生に 1 人当たり 8,500 円を支給しました。

表 21

(単位:人・円)

区 分	単 価	人 数	金 額
小学校 6 年生	4,300	24	103,200
中学校 3 年生	8,500	25	212,500
総 計		49	315,700

(5) 被保護者自立促進事業（生活支援課）

被保護世帯に対し、就労支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図るため本人の申請に基づき支給しました。

表 2 2

対象事業	支給経費の種類	支援の内容	対象者 1 人あたりの上限		件数	金額
			単価	回数		
就労支援	就労支援費	スーツ代等の支給	35,000	1	2	35,604
	就職時の連帯保証費	連帯保証費の支給	50,000	1	1	27,000
	無認可保育園 入園料・保育料	入園料・保育料の 支給	960,000	1	1	93,000
地域生活移行支援	住宅契約関係費	入居要件になっている 鍵交換費用等の 支給	20,000	1	29	495,080
	生活支援費	生活支援サービス 年会費の支給	5,000	1	1	4,000
		生活支援サービス 等派遣費用の支給	600,000	随時	70	4,103,591
		精神科カウンセリング 受診料の支給	72,000	随時	6	212,160
健康増進支援	健康増進費	健康管理器機購入 費の支給	20,000	1	2	11,512
次世代育成支援	学習環境整備支援費	学習塾・講座受講 費の支給	中学校 3 年生 高校 3 年生 200,000 高校 1、2 年生 150,000 小学校 1～6 年 生 中学校 1、2 年 生 100,000	随時	48	4,487,778
	大学等進学支援費	受験料の支給	80,000	1	5	210,000
総 計					165	9,679,725

平成30年度版 福祉事業概要

令和元年9月 発行

編集・発行 小平市健康福祉部
小平市子ども家庭部

〒187-8701

小平市小川町2丁目1333番地

電話 042(341)1211 (代)